

降雹被害によるごみの減免期間の延長

(降雹被害で破損した災害ごみの自己搬入に係る処理手数料の減免期間を延長します)

内容	令和6年4月16日の降雹により、破損したカーポート等の屋根部分をエコクリーンピアはりまに自己搬入された場合（自ら取り外したものに限り、事業者は除く。）のごみ処理手数料の減免期間を延長いたします。 ○減免対象者：4月16日の降雹による被害を受け、罹災証明書または被災届出証明書の発行を受けた方 ○対象となるごみ：破損したカーポート、ベランダ等の屋根部分（アクリル、ポリカーボネートなど）、破損した雨樋、破損した窓ガラス ○適用期間：令和6年4月22日（月）～令和6年10月15日（火） ○搬入方法：罹災証明書か被災届出証明書を添付し、加古川市にて手続きのうえ、エコクリーンピアはりまに搬入 ○搬入場所：エコクリーンピアはりま ○搬入回数：1回限り（2回目からは有料、10kgにつき50円） ○重量：200kgまで 【問い合わせ先】 減免手続きについて 環境第1課 電話 079-426-1561 自己搬入について エコクリーンピアはりま 電話：079-448-5260 （ 初めて ・ 恒例 ・ ●回目 ）
対象（参加者）	加古川市民
申込先・方法	減免手続きは環境美化センター内の環境第1課及び市役所7階の環境政策課において行う。
市ホームページ	掲載済
広報かこがわ	掲載しない

問合先

加古川市 環境第1課 （担当：島崎・長谷川）

☎079-426-1561